

掛川市条例第39号

掛川市清水邸条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市清水邸条例の一部を改正する条例

掛川市清水邸条例（平成17年掛川市条例第229号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
区 分		1人1回 につき	区 分		1人1回 につき
一般（高校生を含む。）	個人	<u>500円</u>	一般（高校生を含む。）	個人	<u>510円</u>
	団体（20人以上）	<u>400円</u>		団体（20人以上）	<u>410円</u>
中学生以下	（略）	（略）	中学生以下	（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）

別表第2の表を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

使用時間 区 分		午 前	午 後	夜 間
		午前9時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時まで
湧水亭	和室	2,050円	2,570円	2,570円
	立礼席	2,050円	2,570円	2,570円
庭園		2,050円	2,570円	2,570円
茶道具（一式）		1,020円	1,020円	1,020円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の掛川市清水邸条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における入館料又は使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における入館料又は使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。